

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆宅配便業者を装った「不在通知」の偽 SMS にご注意！
- ◆消費者の権利と責任
- ◆慌てないで！トイレの修理で思わぬ高額請求
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



宅配便業者を装った「不在通知」の偽 SMS にご注意！

相談事例



数か月前にスマートフォンに宅配便の不在連絡のような SMS が届いたので、記載されていた URL にアクセスした。その時に何を入力したのか明確には覚えていないが、氏名などの個人情報を入力して返信してしまったのかもしれない。その後、約11万円のキャリア決済をされていて、電子マネーが購入されていることが分かった。

★アドバイス★

- **日ごろからメール等に記載されている URL には安易にアクセスしないようにしましょう。**
届いた SMS やメールが宅配便業者からの正式な通知かどうか見分けることは困難です。届いた場合は、自分で調べた宅配便業者の電話窓口や公式ホームページ等で真偽を確認し、記載された URL に安易にアクセスしないようにしましょう。
- **提供元不明のアプリのインストールや、ID・パスワードの入力はしないようにしましょう。**
偽 SMS に記載されている URL にアクセスし、不審なアプリをダウンロードしてしまった場合、①スマホが不正操作され、自分のスマホから偽 SMS を不特定多数へ送信される（攻撃を肩代わりさせられる）②キャリア決済が不正使用され、身に覚えのない請求を受ける——などの被害につながる恐れがあります。公式マーケットにあるもの以外の「提供元不明アプリ」をダウンロードしないようにしましょう。また、ID やパスワード、個人情報などの重要な情報は安易に入力してはいけません。
- **不審なアプリをインストールした場合の対処法は、(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページで見ることができます。**
- **困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。**

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」最寄りの消費生活相談窓口をご案内します

消費者の権利と責任

消費者と事業者との間には商品の内容などについて、情報の量や質に大きな差があります。そのため、消費者が安心安全に暮らすために事業者に情報を求めることは、消費者の当然の権利です。しかし、一方で、消費者にもトラブルにならないように情報をよく確認するなどの責任があります。

国際消費者機構では、消費者の8つの権利と5つの責任を提唱しています。また、「消費者基本法」の中でも、消費者の権利について定められています。

この権利と責任の考え方を理解して実践し、かしこく責任のある消費者になりましょう。

消費者の8つの権利

① **生活の基本的ニーズが保障される権利** 衣食住などの生活に必要なものが揃っている。

② 安全である権利

生命や健康に関わる危険な商品によって、消費者が被害を受けない。

③ 知らされる権利

商品の品質や内容などの情報をしっかり知ることができる。

④ 選択する権利

自分の意思で、自由に商品やサービスを選べる。

⑤ 意見が反映される権利

企業や行政などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる。

⑥ 補償を受ける権利


被害を受けて企業や行政に相談したとき、被害回復の対応策がとられる。

⑦ 消費者教育を受ける権利

被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ機会がある。

⑧ **健康な環境で働き生活する権利** 健全な生活環境の中で働き、生活ができる。

消費者の5つの責任



消費者として責任を持とう！

① 批判的意識を持つ責任

広告などの情報をうのみにせず、商品の価格や品質に疑問や関心を持ちましょう。

② 自己主張し行動する責任

買った商品に問題があったら、企業や消費生活センターなどに相談しましょう。

③ 社会的関心への責任

自分たちの消費行動が、社会に与える影響を自覚して買い物しましょう。

④ 環境に与える影響を自覚する責任

商品を選ぶときは、原料や使い終わった後のことも考えましょう。

⑤ 消費者として団結し連帯する責任

ひとりでは弱い力も、集まれば大きな力になります。社会全体で協力して問題を解決しましょう。

慌てないで！トイレの修理で思わぬ高額請求



相談事例

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話して来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。修理をしてもらったが結局新しい便器に交換することになり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが、高額だと思う。

★アドバイス★

- 慌てて事業者を呼んでしまいがちですが、複数社から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積もりに掛かる料金の有無を確認することも大切です。
- 状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金等を確認し、納得できない場合は、その場で契約しないようにしましょう。
- 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口へご相談ください。

消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<p>【仙南圏】</p> <p>大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】</p> <p>北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】</p> <p>北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】</p> <p>東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】</p> <p>東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】</p> <p>気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

年末年始の宮城県消費生活センター相談受付体制について

年末年始の消費生活センターの相談受付日は下表のとおりです。

月	火	水	木	金	土	日
12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3
1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10

★ 相談時間★

- 印なし：9時～17時
- 印：9時～16時
- × 印：休み



10～12月号では、今後の生活やお金の見直しとして、人生3大資金の「大きなお金（教育・住宅・老後）」、3大資金以外の「日常生活のお金（医療費・保険など）」のうち「大きなお金」について取り扱いました。

今回は3大資金以外の「日常生活のお金」について見直してみましよう。

「医療費」

- 3大資金に迫りつつあるといわれています。健康や体力を維持できるように努めれば（食事、運動など）、医療費を抑制できる効果が大きいといわれています。長く働くことができれば、人生の収支改善にも大きな効果があります。



「保険」

- 保険は、必要な額に入ることと、必要以上の額を見直すことの両方が大切です。社会保障（公的年金、公的医療保険など）や企業保障でカバーされる費用などを確認し、不足するものについて民間保険に入る（または貯蓄でまかなう）ことを考えましよう。自分は何に備えているのか、もう一度よく確認しましよう。
- 一般に、生命保険で必要な保障額は、子ができたときに最も大きくなるといわれ、子の成長や独立、本人の退職や資産形成に伴い減少します。
- 医療保険は公的医療保険でカバーされる費用を確認したうえで検討しましよう。
- 自動車保険も使用状況などに応じて見直すことができます。



<まとめ>

- 今後の人生の方向を描きましよう！
- 具体的な希望を書き出しましよう！
- どの程度のお金が必要か考えましよう！
- お金に関する現在の状況を確認しましよう！
- 「課題」を発見し書き出しましよう！
- 計画を立て優先順位を付け、行動に移しましよう！



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



宮城県消費生活センターの
Facebook を
開設しました！

